

敦賀市立看護大学研究科会議規則

平成30年3月27日
敦賀市立看護大学規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、敦賀市立看護大学大学院学則（平成30年敦賀市立看護大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第6条第6項及び公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号）第11条の2第3項の規定に基づき、敦賀市立看護大学大学院の研究科会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 研究科会議は、大学院学則第6条第5項各号に定める事項について、学長が決定を行うにあたり意見を述べるために審議するほか、学長又は研究科長が意見を求める教育及び研究に関する事項について審議する。

(会議)

第3条 研究科会議は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長は、構成員の3分の1以上の要求があったときは、研究科会議を招集しなければならない。

(定足数)

第4条 研究科会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

第5条 研究科会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、研究科会議の審議事項に係る決定を、次条により設置する委員会又は特定の構成員に委ねる旨の議決は、出席した構成員の3分の2以上の賛成によって行わなければならない。

(委員会)

第6条 研究科会議は、特定の事項を調査、審議又は実施するために、委員会を置くことができる。

2 研究科会議は、前項の委員会の議決を以て研究科会議の議決とすることができる。

(構成員以外の教職員の出席)

第7条 議長は、構成員以外の職員を会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

2 学長は、特に必要である場合には、会議に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第8条 議長は、研究科会議の議事について議事録を作成しなければならない。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。